



堺国保第3280号
令和6年1月29日

堺市国民健康保険運営協議会
会長 大林 健二 様

堺市長 永 藤 英 機



諮 問 書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

- 1 賦課限度額の改定について
後期高齢者支援金等賦課限度額を、大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、220,000円とする。
- 2 令和6年度分の国民健康保険料について
大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、以下のとおりとする。
 - (1) 基礎賦課額
所得割の料率を1000分の95.6、被保険者均等割の額を35,040円、世帯別平等割の額を34,803円とする。
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課額
所得割の料率を1000分の31.2、被保険者均等割の額を11,167円、世帯別平等割の額を11,091円とする。
 - (3) 介護納付金賦課額
所得割の料率を1000分の26.4、被保険者均等割の額を19,389円とする。
- 3 施行期日について
施行期日は、令和6年4月1日とする。